



避難所における

『性的被害』

知っていますか？



大災害や戦争時に、女性や子どもが被害にあう暴力が起こるリスクが高まるということが国際的に知られています。

阪神・淡路大震災時にも性暴力の被害が発生していたと問題提起する声がありましたが、被害届がないなどデマ扱いされバッシングも起こりました。

2011年の東日本大震災では、避難所の安全確保を求める通知が内閣府男女共同参画局から発信されましたが、十分な対策はなかなか取られず、2024年の能登半島地震では、性犯罪による逮捕者もできました。逮捕者も被災者でした。災害時では被災者・支援者の、どちらもが被害者にも加害者にもなり得ます。

被害にあうのは、多くは女性と子どもですが、男性やセクシャルマイノリティ（性的少数者）も、被害リスクがないとは言いきれません。

『若い女性だから』『災害時だから』と仕方がないと見過ごされるものではありません。



【 DV問題 】

多くの被害はDVによるもので、震災で新たにDVが始まったというケースもありますが、震災前から暴力を受けていたという女性が多くいます。

背景として、家や車など家財をなくす、失業するなど喪失や環境の変化があげられます。

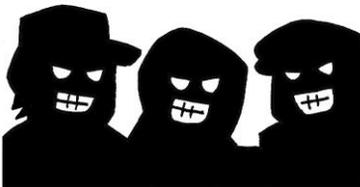
また、震災がきっかけで離婚にいたる例や、別れようと思っていたのによりがもどる結果になり被害にあう例もありました。

DVをしていた夫が、避難所を回って妻を探すということもあります。



【 性暴力 】

避難所やその他の場所で、男性が隣に寝に来る、体を触る、授乳の注視、のぞきなどの性暴力があります。



さらに、**対価型**の性暴力というものもあり、夫をなくす、失業するなどした弱い立場、支援を必要とする女性に対して、恩恵的行為（食料や生活物資を分け与える、住居の提供など）への対価として性行為を要求するようなケースもあります。



【 子どもへの暴力 】

ストレスのはけ口として、怒鳴られたり叩かれたりするケースに加え性的被害も起こっています。

身体を触られる、キスをされる、下着を脱がされる（男児含む）、トイレについてこられる、のぞかれるといった暴力です。





* 避難所運営で気を付けること

- ・ トイレ、入浴施設は安心できる場所に設置
- ・ 暗がりや人目につかない場所への照明設置
- ・ ついたて、間仕切りでプライバシー確保
- ・ 女性、子どものみの世帯のエリア設置
- ・ メールや電話など被害を相談しやすい体制づくり
- ・ 性暴力、DV防止に関するポスターなど掲示
- ・ 性暴力を許さない意識を地域全体で共有

内閣府では、2020年に女性や子ども、高齢者ら全ての人が安心して過ごせる避難所運営のガイドラインを公表しました。

しかし、運営側の大半が男性の避難所も多く、声をあげにくいのが実態です。避難所運営に女性が関わることで、平常時から女性の意見を取り入れるなどの仕組みづくりが重要です。



普段の持ち物に合わせて ポーチに入れておくと 便利なもの

- 生理用品
- おりものシート
- 汗拭きシート
- 中身が見えない
ポリ袋
- 髪留め
- 防犯ブザーや笛



令和6年度の女性相談を 振り返って

令和6年度も「こころ」「人間関係」での悩みが多く、電話による相談が主でした。また、最近の相談の傾向としては、身体的暴力よりも精神的（言葉で脅すなど）・経済的（お金を渡さないなど）な暴力が増えています。子供の前でケンカをする、暴力をふるう面前DVも増えています。

女性相談窓口

◆一般相談◆

月曜日～金曜日（土・日・祝 年末年始を除く）
午前10時～正午 午後1時～午後5時（最終受付は午後4時）
面接相談と電話相談があります。

（いずれの相談も、1人1日1回）

- 女性からの様々なご相談に応じます。
- 予約は必要ありません。

◆専門相談◆

毎月第2・4の木曜日（祝日の場合は変更）
午後1時30分～午後4時30分
面接相談と電話相談があります。

（いずれの相談も、1人1日1回 50分）

- フェミニストカウンセラーが相談に応じます。
- 事前に予約が必要です。（1日3名まで）

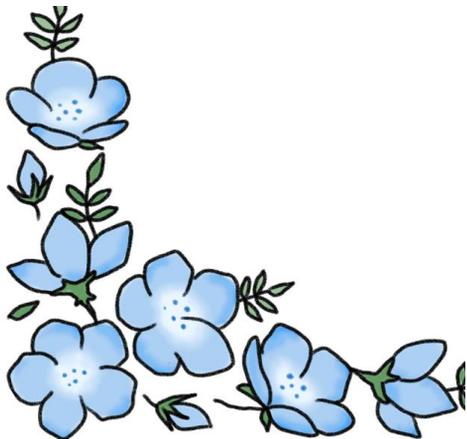
（注）初めての方：初回は、面接相談になります。

◆弁護士相談◆

毎月第4火曜日（祝日の場合は変更）
午後1時30分～午後3時20分（1人30分）

- 場所・・・文化センター2階会議室
- 事前に予約が必要です（1日3名まで）

八幡人権・交流センター窓口または相談専用電話
（午前10時～正午・午後1時～午後4時）



場所：八幡人権・交流センター
（八幡市八幡軸63番地）
TEL 075-983-1784（相談専用電話）